

# つくば構造生物産業利用推進共同体規約

平成18年4月1日制定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規約は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光科学研究施設(フォトンファクトリー)(以下「放射光科学研究施設」という。)におけるタンパク質X線結晶構造解析ビームラインを創薬、食品、環境分野等の産業に積極的に利用し、タンパク質構造解析の方法論、最新のハイスループット技術等を共有する産学官共同研究を推進するための共同体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (名称)

共同体の名称は、「つくば構造生物産業利用推進共同体」(以下「本共同体」という。)とする。

### 第3条 (活動)

本共同体は、第1条に掲げる共同体の目的を達成するために次の活動を行う。

1. タンパク質構造解析の方法論・技術開発および産業利用の推進
2. 上記のために必要なビームタイムの算定及び利用企画策定
3. 定期的な総会と情報共有のためのワークショップの開催
4. Web ページ、機関紙等の発行を通じた社会への情報発信
5. 国内外の関係機関との連携
6. その他本共同体の目的を達成するために必要な諸活動

## 第2章 構成

### 第4条 (構成)

本共同体は、放射光科学研究施設構造生物学研究センター長(以下「センター長」という。)を代表とし、利用研究部門、研究開発部門、事務局から構成される。

### 第5条 (利用研究部門)

利用研究部門は、第3条に規定する活動に賛同する第8条に規定される企業会員によって構成される。本部門には企業会員を代表する企業会員代表者を1名置く。企業会員代表者は、本共同体の活動を円滑に行うために利用研究部門の取りまとめを行う。企業会員代表者は、企業会員の互選とセンター長の承認により選出され、任期は1年とし再任を妨げない。

#### **第6条 （研究開発部門）**

研究開発部門は、第3条に規定する本共同体の活動を支援するために、構造生物学研究センターのスタッフのうち第1条の目的及び第3条の活動に賛同する者により構成される。

#### **第7条 （事務局）**

本共同体の会務を処理するための事務局を設置する。

### **第3章 企業会員**

#### **第8条 （企業会員）**

本共同体の第1条の目的及び第3条の活動に賛同し、細則に定める年間一定以上の施設利用を予定し、所定の入会申込書を提出した法人または団体等のうち、利用研究部門の過半数の承認及びセンター長の承認を得たものを企業会員とする。

#### **第9条 （企業会員の有効期間）**

企業会員の有効期間は5年間とする。ただし、年度途中の入会の場合には、入会日から当該年度末までを1年間とみなす。

#### **第10条 （企業会員資格の更新）**

企業会員資格の更新は所定の更新申込書を提出することで行われる。更新後の企業会員の有効期間は5年間とする。

#### **第11条 （企業会員の資格喪失）**

企業会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 企業会員の有効期間終了後、更新を行わなかったとき。
2. 退会したとき。

3. 除名されたとき。

#### **第12条 （退会）**

企業会員は原則として有効期間中は退会できないものとする。企業会員がやむを得ない理由により有効期間中に退会する場合は、所定の退会届を事務局に提出し、利用研究部門での過半数の承認及びセンター長の承認をもって退会することが出来る。

#### **第13条 （除名）**

企業会員が次の各号の一に該当する場合には、利用研究部門での過半数の承認及びセンター長の承認により除名することができる。ただし、この場合には当該企業会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

1. 本共同体の規約に違反したとき。
2. 本共同体の名誉を傷付け、または目的に反する行為をしたとき。

### **第4章 総会**

#### **第14条 （総会）**

本共同体の総会は、センター長、利用研究部門、及び研究開発部門をもって構成し、センター長が招集する。総会は本共同体の運営に関する次の事項を審議・議決し、活動の報告がなされるものとする。

1. 本共同体の運営に関する必要事項の審議・議決
2. 本規約および細則の変更
3. 本共同体の解散

#### **第15条 （開催）**

総会は原則として毎年1回、定例総会を開催する。定例総会のほか、企業会員の半数以上の要求又はセンター長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

### **第5章 免責**

#### **第16条 （紛争処理）**

企業会員と第三者の間、および企業会員相互間の紛争については、当該企業会員において一切解決するものとし、本共同体は一切責任を負わないものとする。

## 第6章 補足

### 第17条 (その他)

その他疑義を生じた事項については、センター長及び企業会員代表者の協議により定めるものとする。ただし、両者による定めが困難な場合は総会に諮るものとする。

## 第7章 附則

1. この規約は、つくば構造生物産業利用推進共同体設立の日から実施する。

## 入会申込書

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下、甲) は、本規約への賛同とつくば構造生物産業利用推進共同体への入会を証するため、本規約書2通を作成し、甲および高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所構造生物学研究センター (以下、乙) がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所

構造生物学研究センター長

若槻壮市

印